

## 令和3年度 若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン実施要領

- 1 目的 消費者トラブルは年々複雑化・多様化しており、社会経験が浅く、契約や交渉に不慣れな若者はトラブルに遭いやすいことから、被害が後を絶たない。  
特に、令和4年4月からは成年年齢が18歳に引き下げられるため、若者への注意喚起が重要となっている。  
そこで、1月から3月にかけて、高校卒業予定者・新成人・新社会人等の若者を対象にして、みだしのキャンペーンを関係機関が共同で実施し、若者の被害を未然に防止する。
- 2 実施期間 令和4年1月～3月
- 3 実施機関 県、県警察本部、県内全市町（消費者相談窓口担当課）、福井弁護士会、県司法書士会
- 4 主な事業内容
  - (1) 若者相談の受付
    - ・若者トラブル110番として実施機関が電話やメール、オンラインで相談を受付
  - (2) 街頭啓発
    - ・鉄道の駅舎や自動車学校等で街頭啓発を実施
  - (3) 啓発リーフレットの配布
    - ・各市町の成人式会場等で新成人にリーフレットを配布
    - ・県内全高等学校の卒業予定者全員にリーフレットを配布
    - ・県内各大学、専修学校、各種学校でリーフレットを配布
    - ・ショッピングセンター、市立図書館等でリーフレットを配布
  - (4) 県・市町の合同パネル展など啓発パネル展の開催
    - ・各地の公共施設等で啓発パネルを展示
  - (5) 講演会・出前講座の開催
    - ・落語家や消費生活相談員による講演会、出前講座を開催
  - (6) 広報による啓発
    - ・テレビやラジオ、新聞、広報誌、メールマガジン等で若者向けにトラブル情報を発信